

## 令和7年度山ノ内町官民連携推進事業支援業務 仕様書

### 1 業務名

令和7年度 山ノ内町官民連携推進事業支援業務

### 2 対象区域

長野県山ノ内町概要

面積：265.9km<sup>2</sup>

人口：11,229人（令和7年1月1日現在）

高齢化率：41.8%（令和6年4月1日現在）

### 3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 4 業務背景

山ノ内町の人口は令和7年（2025年）1月1日現在で11,229人であり、昭和30年（1955年）をピークに減少が続いており、昭和60年（1985年）の住民基本台帳人口18,723人から38年経過し7,494人の減少（▲40.0%）となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、年2.0%前後の減少が継続し、令和47年（2065年）には3,762人に減少すると推計されている。（地域再生計画 抜粋）

本事業においては、エステー株式会社、北信州森林組合、瑞穂木材株式会社との「脱炭素社会の実現及びSDGsの達成に向けた包括連携協定」に基づき実施するシティフレグランスの創出・アロマ商品の造成、プロモーションの実施に加え、地域資源のアップサイクルをきっかけとした地域住民のシビックプライド向上施策、さらには地域商社の設立検討を通じた新規産業創出による地域経済の活性化など、官民連携手法を用いて「若者・外国人に選ばれ、稼げるまちづくり」という目標達成に向けた取り組みを進め、住民生活の質の向上を目指して暮らしやすい社会環境の提供が可能な状態を目指す。

### 5 当該委託業務の基本情報（概要）

(1) 対象事業名：山ノ内町官民連携推進事業支援業務

(2) 仕様

ア 事業の目的

令和6年度において実施した「山ノ内町「香りを活用したまちづくり」戦略立案支援業務」成果物を用いて、4 業務背景に記述した包括連携協定のプロジェクトを遂

行し、「若者・外国人に選ばれ、稼げるまちづくり」に向けた持続可能なまちづくりに繋げていくことを目的とする。

具体的な事業の内容については、次に記載のものを提案すること。

## イ 委託事業の内容

### ①包括連携協定に基づく事業全体の企画・マネジメント

円滑かつ着実に事業推進を行うため、事業全体の企画及び以下における進捗管理支援を行う：

- ・森林資源のアップサイクルによるアロマなどの蒸留産物の造成、流通構築
- ・まちづくりと連携したプロモーションの実施
- ・上記を継続的に運用するための地域商社設立を含む事業スキームの検討
- ・事業推進にかかる財源確保の検討

### ②ブランドマネジメントとデザイン制作

造成したアロマ商品や、プロモーションに係るV I (Visual Identity) ガイドラインを制作する。また、商品・試作品の与件定義を支援し、確定したプロダクトやプロモーション実施において必要なデザインを制作する。

## 6 委託業務における要求事項

- ・効果的にかつ適切に展開できるようにコンソーシアムを組むなど実現可能な体制を整えること。自社のみで事業実施可能な場合はこの限りではない。
- ・事業実施体制における山ノ内町も含めた各自の明確な役割を示すこと。
- ・関係者間でプロジェクト、造成物、プロモーションにおいて共通認識を持ち、一貫した発信ができるような体制を整える。
- ・事業進捗報告については、各月の報告を行い、年間を通じて2～4回程度の中途報告および実績報告についても行う。
- ・個人情報の取扱いや明確な情報管理の所在、必要に応じてNDAの締結など各種法令等を遵守し、また、遵守できる体制を整えること。
- ・令和8年度以降の事業継続性に関する取組（コンソーシアム形成やそれに関する企業誘致活動など）についても検討し、検討結果について報告すること。また、おおよその時期としては、検討結果報告を1月頃に行い、事業継続に必要な取組の実施判断を行う。

## 7 報告

- ・各事業においては適切なK P Iを設定し、その達成に向けた取り組み状況を定期的に

受注者は発注者側に報告を行うこと。

- ・報告には、進捗状況、発生した課題・問題について報告をし、それらを踏まえた計画を各事業において翌報告にて示すこと。
- ・事業予算に応じた推進を行うことを大前提とするが、想定外の予算が発生した場合には双方で対応を協議のうえ、決定していく為に必要な情報を報告すること。
- ・事業費においては、委託費として事業の分野ごとの経費を内訳がわかる状態にして状況を定期的に報告すること。
- ・各種報告についての間隔は、協議のうえ確定するものとするが、提案書においては受注者における想定を明記すること。

## 8 当該事業における成果品

(全体)

- ・実績報告書等、双方で必要と認めた資料
- ・VI ガイドライン

## 9 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。  
業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、発注者は、受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (3) 業務完了後、受託者の責任に期すべき理由による納品物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに受託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な事措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。またその責任は業務終了後 12 ヶ月間とする。

## 10 参照

- (1) 山ノ内町まち・ひと・しごと創生推進計画
- (2) 第2期山ノ内町 まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (3) 令和6年度山ノ内町「香りを活用したまちづくり」戦略立案支援業務成果物

## 11 その他

- (1) 契約手続き等に使用する言語と通貨  
日本語及び日本国通貨を使用する。
- (2) 提案事項と仕様の乖離  
この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、都度協議するものとする。

(3) 再委託

本事業における一部または全部を第三者に委託することは原則できない。

(4) 知的財産権

本事業における成果物（利用物含む）の現著作権及び二次的著作物の著作権と所有権は、対価が完済された時に受注者から発注者に対し、移転されるものとする。

なお、受注者以外で取り扱いしている一般市販品を利用した場合については、この限りでないが、その利用については双方協議の上決定するものとする。

(5) 法令等遵守

受託者は、業務の実施に伴い適用に受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守すること。

なお、委託者は受託者に必要な情報を提供するものとする。

(6) 協議

履行に関して町と十分協議のうえ進めること。